



## 成年後見制度施行20周年記念シンポジウム その準備から開催を迎えるまで

日本司法書士会連合会 理事

20周年記念事業ワーキングチーム委員 蒔山 明宏

令和2年11月6日、日司連ホールにおいて「成年後見制度施行20周年記念シンポジウム」が、無観客による動画撮影の形で日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」という。）の共催により開催された。

リーガルサポートでは、成年後見制度創設以来5年毎の節目の年に、同制度と自らの法人設立を記念し、シンポジウムを行ってきたが、今回は日司連との初の共催事業ということから、上記のとおり成年後見制度施行20周年に絞ったうえで「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」をテーマに掲げてのシンポジウムの開催となった。

もともとこのシンポジウムは、行政職員、中核機関職員、社会福祉協議会職員及び専門職等を対象として、昨年の3月19日に東京のイイノホールにて通常の形式で開催する予定で、一昨年7月から日司連とリーガルサポートの担当者により度重なる協議を重ねて準備をしてきたものである。同ホールは収容人数が500名であることから、当初は会場の規模に見合うような参加者が集まるのか危ぶむ声もあったが、入念な準備が奏功し、2月10日の段階でハガキによる参加希望者が463名を数え、日司連とリーガルサポートが共に制度20周年を記念するに相応しいシンポジウムの開催が期待された。ところが、年明けから徐々に拡がりを見せ始めていた新型コロナウィルスの感染拡大により、やむなく開催直前の2月21日に日司連の理事会で中止が決定され、これに続いてリーガルサポートにおいても同様の決定がなされ、同27日には日司連ホームページでも中止が発表された。

しかし、その後も日司連とリーガルサポートの間では、20周年記念事業に向けた担当者による協議は継続され、シンポジウムで発表する予定であった提言をシンポジウムから独立した形で外部に発表すること及び日程を延期してシンポジウムを開催することの二つが決められ、それぞれの団体においてあらためて承認がなされた。

提言は、担当者による会議で作成された原案を元に、日司連とリーガルサポートの役員間で度重なる協議を経たうえで最終的に「任意後見制度の利用促進に向けての提言」として両者の連名で纏められ、法務省、最高裁判所及び厚生労働省への説明を経たうえで、9月3日にプレスリリースを行った。既に御存知の方も多いと思われるが、成年後見制度施行20年を経過した今、任意後見制度がわが国における高齢者・障害者の権利の擁護及び自己実現のよりよい仕組みとして将来にわたって発展することを願って提言されたものであり、その内容は次頁の通り4項目からなる。

## 【任意後見制度の利用促進に向けての提言】

### 1. 任意後見契約の発効を適切に行うために

- (1) 本人の選択により契約締結の事実を中核機関等に通知し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を活用して本人の状況を確認する等し、必要に応じて当事者に任意後見監督人選任申立てを促す仕組みを構築すること。
- (2) 本人の意思の実現と財産管理の安全を図るため、監督の機能を持った第三者を含む三者契約、複数受任等を活用することにより任意後見監督人選任申立ての判断を複数当事者で行うことができる財産管理等委任契約を推奨する。
- (3) 本人の判断能力低下後、本人に異議がない限り速やかに任意後見監督選任の申立てをすることを受任者の責務とする制度を構築すること。

### 2. 国、地方公共団体、成年後見等実施機関は、市民が任意後見制度の有用性を理解し、利用しやすくなるよう、より積極的かつ継続的な調査及び広報を行うこと。

### 3. 任意後見契約においては、本人の意思が確認できなくなった場合に備え、本人の意思を反映した医療・介護方針とともに財産活用や事業承継における「任意後見人への指図書」等を作成し、自己決定の尊重、身上配慮重視のための指針とすること。

### 4. 任意後見制度を利用する場合は、遺言や死後事務委任契約等に加えて、必要に応じて「福祉型の民事信託等任意後見制度を補完する制度」との併用を図ることにより、身上保護と本人の財産の管理・運用を一体的に行い、本人の意思をできる限り実現すること。

この提言は、日司連及びリーガルサポートそれぞれのホームページ上でその全文が詳しい説明を入れたうえで公開されているので、まだご覧になっていない方は是非ともご一読いただきたい。

一方、シンポジウムは、20周年記念事業という性格上令和2年中に開催したいとの意向があつたこと、2月に中止を決定した直後には新型コロナウイルスによる感染も程なく終息するだろうとの期待交じりの判断があつたこと等から、あらためて11月2日に東京の一つ橋ホールにて開催することを決め、同会場を仮予約し、外部の登壇予定者の方々にもその旨の連絡をしていたところ、4月に新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための緊急事態宣言が発せられたことから、早々に再度の中止を余儀なくされてしまった。

その後、5月の担当者による協議では、年内の開催は無理だとしても年度内であれば開催の可能性があるのではとの判断から、通常の形式での開催を模索しつつ、併せてオンデマンドによる動画配信形式での開催を視野に入れての検討が始まった。最終的に6月の時点で無観客としたうえでオンデマンドによる動画配信方式で行なうことが概ね決まり、以降そのための準備が本格的に開始され、登壇者を交えた2度の打合せを経て上述の通りの開催を迎えたものである。

今回のシンポジウムは二度の延期を余儀なくされたが、その分入念な準備ができたこともあり、日司連とリーガルサポートが共催し、20周年を記念するに相応しい内容となつたと自負している。本年1月25日から動画の配信は始まつていて、期限は7月31日までである。くれぐれもお見逃しの無いよう。

#### オンデマンド動画配信

期間：令和3年1月25日(月)～7月31日(土)

下記URLまたはQRコードからアクセス

URL：<https://20thsymposium.net/>

